

静岡県告示第255号の6

静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要綱（平成20年静岡県告示第653号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの</u>（平成18年厚生労働省告示第538号）及び指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）に定めるもののほか居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修、重度訪問介護従業者養成研修、強度行動障害支援者養成研修、同行援護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修及びサービス管理責任者研修を実施する事業者の指定の手続その他必要な事項について、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号の移動支援事業において全身性障害者の移動の介護の提供に当たる者（以下「移動介護従業者」という。）を養成する研修の実施、当該研修を実施する事業者の指定の手続その他必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(研修の課程)</p> <p>第3条 居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修、重度訪問介護従業者養成研修、強度行動障害支援者養成研修、同行援護従業者養成研修及び行動援護従業者養成研修の課程は、次の各号に掲げる課程とし、その内容は、当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等</u>（平成18年厚生労働省告示第538号）及び指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）に定めるもののほか居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修、重度訪問介護従業者養成研修、強度行動障害支援者養成研修、同行援護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修及びサービス管理責任者研修を実施する事業者の指定の手続その他必要な事項について、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号の移動支援事業において全身性障害者の移動の介護の提供に当たる者（以下「移動介護従業者」という。）を養成する研修の実施、当該研修を実施する事業者の指定の手続その他必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(研修の課程)</p> <p>第3条 居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修、重度訪問介護従業者養成研修、強度行動障害支援者養成研修、同行援護従業者養成研修及び行動援護従業者養成研修の課程は、次の各号に掲げる課程とし、その内容は、当該各号に定めるとおりとする。</p>

(1)～(8) (略)

(9) 同行援護従業者養成研修一般課程（以下「同行援護一般課程」という。）視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者（児）に対して、外出時に、当該障害者（児）に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者（児）が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得することを目的として行われるもの

(10) 同行援護従業者養成研修応用課程（以下「同行援護応用課程」という。）同行援護一般課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の視覚障害者（児）の障害及び疾病の理解並びに場面別における同行援護技術等を習得することを目的として、同行援護一般課程を修了した者を対象（同行援護一般課程と同行援護応用課程を適切な組み合わせにより並行して受講する場合を除く。）として行われるもの

(II) (略)

別表第1 (略)

従業者等研修を実施する事業者の指定に関する要件

1～7 (略)

8 受講者の募集は、従業者等研修実施前に適切な期間において公募により行うものとし、一定の団体等に所属する者に限定して募集しないこと。

9～18 (略)

別紙1

(1)～(8) (略)

(9) 同行援護一般課程

(1)～(8) (略)

(9) 同行援護従業者養成研修一般課程（以下「同行援護一般課程」という。）視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者（児）に対して、外出時に、当該障害者（児）に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者（児）が外出する際に必要な援助に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるもの

(10) 同行援護従業者養成研修応用課程（以下「同行援護応用課程」という。）サービス提供責任者としての知識及び技術を習得することを目的として、同行援護一般課程を修了した者を対象（同行援護一般課程と同行援護応用課程を適切な組み合わせにより並行して受講する場合を除く。）として行われるもの

(II) (略)

別表第1 (略)

従業者等研修を実施する事業者の指定に関する要件

1～7 (略)

8 受講者の募集は、従業者等研修実施前に適切な期間において公募により行うものとし、一定の団体等に所属する者に限定して募集しないこと。ただし、学校等が当該学校等の生徒等を対象として研修を実施する場合は、この限りでない。

9～18 (略)

別紙1

(1)～(8) (略)

(9) 同行援護一般課程

区分	科目	時間数	備考
	細目		
講義	1 視覚障害者（児）福祉サービス	1	
	2 同行援護の制度と従業者の業務	2	
	3 障害・疾病の理解①	2	
	4 障害者（児）の心理とニーズ①	3	
	白杖使用者の心理とニーズ	(1)	
	弱視者等の心理とニーズ	(1)	
	補助犬使用者の心理とニーズ	(1)	
	5 情報支援と情報提供	2	
	6 代筆・代読の基礎知識	2	
	7 同行援護の基礎知識	2	
実習	8 基本技能	4	
	9 応用技能	4	
合計		22	

(10) 同行援護応用課程

区分	科目	時間数	備考
講義	1 障害・疾病の理解②	1	
	2 障害者（児）の心理とニーズ②	1	

区分	科目	時間数	備考
	細目		
講義・演習	1 外出保障	1	
	2 視覚障害者の理解と疾病①	1	
	3 視覚障害者の理解と疾病②	0.5	
	4 視覚障害者（児）の心理	3	
	(1) 白杖使用者の心理	(1)	
	(2) 弱視者等の心理	(1)	
	(3) 補助犬使用者の心理	(1)	
	5 視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	1.5	
	6 同行援護の制度	1	
	7 同行援護従業者の実際と職業倫理	2.5	
	8 情報提供	2	
	9 代筆・代読①	1	
	10 代筆・代読②	0.5	
	11 誘導の基本技術①	4	
	12 誘導の基本技術②	3	
13 誘導の応用技術（場面別・街歩き）①	4		
14 誘導の応用技術（場面別・街歩き）②	1		
15 交通機関の利用	4		
合計		30	

(10) 同行援護応用課程

区分	科目	時間数	備考
講義	1 サービス提供責任者の業務	1	
	2 様々な利用者への対応	1	

実 習	3 場面別基本技能	3	
	4 場面別応用技能	3	
	5 交通機関の利用	4	
合 計		12	

(11)～(13) (略)

別紙 2

研修の課程	修業年限
(略)	
同行援護従業者養成研修の課程	同行援護一般課程は2月以内、同行援護応用課程は1月以内（同行援護一般課程と同行援護応用課程を並行して実施する場合にはあっては3月以内）。ただし、地域の実情等により知事がやむを得ないと認めた場合は同行援護一般課程は4月以内、同行援護応用課程は2月以内（同行援護一般課程と同行援護応用課程を並行して実施する場合にはあっては6月以内）
(略)	

別表第 2 (略)

(1)～(5) (略)

(6) 同行援護一般課程の免除できる科目

保有資格 又は修了 課程	免除できる科目
同行援護	1 視覚障害者（児）福祉サー

講 義	3 個別支援計画と他機関との連携	1	
	4 業務上のリスクマネジメント	1	
	5 従業者研修の実施	1	
	6 同行援護の実務上の留意点	1	
	合 計		6

(11)～(13) (略)

別紙 2

研修の課程	修業年限
(略)	
同行援護従業者養成研修の課程	同行援護一般課程は3月以内、同行援護応用課程は1月以内（同行援護一般課程と同行援護応用課程を並行して実施する場合にはあっては3月以内）。ただし、地域の実情等により知事がやむを得ないと認めた場合は同行援護一般課程は5月以内、同行援護応用課程は2月以内（同行援護一般課程と同行援護応用課程を並行して実施する場合にはあっては6月以内）
(略)	

別表第 2 (略)

(1)～(5) (略)

(6) 同行援護一般課程の免除できる科目

保有資格 又は修了 課程	免除できる科目
視覚障害	3 視覚障害者の理解と疾病②

一般課程 に相当する ものとして知事 が別に定めるもの	ビス 2 同行援護の制度と従業者の 業務 3 障害・疾病の理解① 4 障害者（児）の心理とニーズ① 7 同行援護の基礎知識 8 基本技能 9 応用技能
--------------------------------------	--

及び聴覚 障害が重 複してい る障害者 等に対し て法第78 条第1項 に規定す る特に専 門性の高 い意思疎 通支援を 行う者を 養成する 事業を行 った者が 実施した 当該事業 における 研修の課 程	5 視覚障害者（児）福祉の制 度とサービス 7 同行援護従事者の実際と職 業倫理 10 代筆・代読② 12 誘導の基本技術② 14 誘導の応用技術（場面別・ 街歩き）②
--	---

(7) (略)

様式第4号（その1） (略)

(略)	修了証明書
(略)	あなたは <u>指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの</u> （平成18年厚生労働省告示第538号）に規定する 課程を修了したことを証明します (略)

様式第4号（その2） (略)

(略)	修了証明書（携帯用）
(略)	あなたは <u>指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等</u> （平成18年厚生労働省告示第538号）に規定する 課程を修了したことを証明します (略)

(7) (略)

様式第4号（その1） (略)

(略)	修了証明書
(略)	あなたは <u>指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等</u> （平成18年厚生労働省告示第538号）に規定する 課程を修了したことを証明します (略)

様式第4号（その2） (略)

(略)	修了証明書（携帯用）
(略)	あなたは <u>指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等</u> （平成18年厚生労働省告示第538号）に規定する 課程を修了したことを証明します (略)

る者として厚生労働大臣が定めるもの
(平成18年厚生労働省告示第538号)に規定する
課程を修了したことを証明します
(略)

者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第538号)に規定する
課程を修了したことを証明します
(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条、別表第1、様式第4号(その1)及び様式第4号(その2)の改正は、公示の日から施行する。